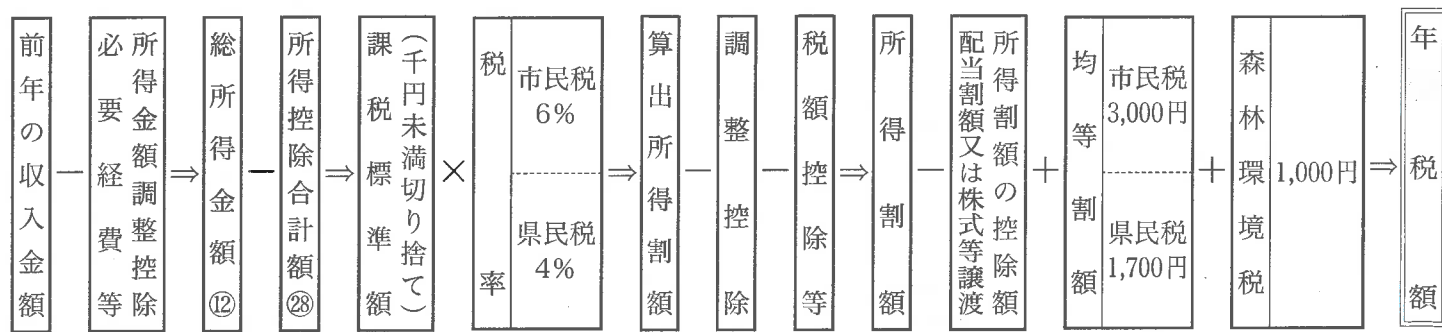


市民税・県民税の計算方法



※分離課税される譲渡所得等がある場合は、計算が異なります。

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要です

平成26年1月から、帳簿書類を備え付け、記帳し保存しなければならない制度の対象者が拡大されています。

▶ 対象者

農業・営業等の事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

▶ 記帳する内容

売上などの収入金額、仕入やその他の必要経費に関する事項

▶ 帳簿等の保存期間

帳簿・・収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	⇒ 7年
業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	⇒ 5年
書類・・決算に関して作成した棚卸表その他の書類	⇒ 5年
業務に関して作成、または受領した請求書、納品書、領収書などの書類	⇒ 5年

年金所得者の申告について

1年間（1月1日～12月31日）の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告の必要はありません。

ただし、以下の方は市民税・県民税の申告が必要です。

1. 公的年金等以外の所得がある方
※年金以外の所得が20万円以下の場合でも申告が必要です。
2. 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等）の追加や扶養控除の追加・変更する方

令和7年度分 市民税・県民税の申告説明書

申告が必要な方

令和7年1月1日現在、伊予市に住所がある方です。

ただし、次の①から③のいずれかに当てはまる方は、市民税・県民税の申告が不要です。

- ① 所得税の確定申告をされた方
- ② 給与収入のみで、勤め先から伊予市役所に給与支払報告書が提出された方（※）
- ③ 公的年金収入のみの方（※）

※ 上記②・③の方は原則として申告不要ですが、源泉徴収票に記載の控除金額以外に各種控除の適用を受けようとする場合、申告が必要です。

（注意）税務証明の交付、国民健康保険税の軽減等の各種行政サービスを受けようとする場合、申告が必要です。

郵 送 申 告

★申告には便利な郵送申告をご利用ください。

※郵送申告分については、記載された内容についてお電話で確認させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

※申告書等を郵送する場合は簡易書留での送付をご検討ください。

申告に必要なもの

いずれも令和6年1月1日から令和6年12月31日までの分が対象となります。

1. 申告者本人の個人番号が分かるもの
2. 申告者の本人確認書類（代理申告の場合は、代理人の本人確認書類）
3. 市民税・県民税申告書（用紙は市役所・各地域事務所にあります）
4. 農林水産業・自営業・不動産業の収入があった方は、収支内訳書（用紙は市役所・各地域事務所にあります）
※お手元の帳簿、領収書等により作成してください。また、申告時には帳簿・領収書等をご持参ください。
5. 給与・公的年金の収入があった方は、給与所得や公的年金等の源泉徴収票
6. 健康保険、介護保険、公的年金の保険などの支払を表す領収書、控除証明書、または納付証明書
7. 生命保険料（一般分・介護医療分・個人年金分）、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
8. 医療費控除の適用を受ける方は、医療費控除の明細書
9. 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳（郵送申告の場合はコピー）及び市等が発行した障害者控除対象者認定書
10. 配偶者特別控除の適用を受ける方は、配偶者の所得金額の分かるもの

※各種控除の適用を受ける場合は証明書類が必要です。証明書類がないときは、原則として控除されません。

※郵送申告の場合は、上記の必要書類を同封してお送りください。

お問い合わせ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地
伊予市役所 税務課 市民税担当

☎ 089 - 982 - 1114

所得から差し引かれる金額（控除額は、所得税の控除額と一部異なります）

種 類	内 容	控 除 額 等				
⑬社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、公的年金の保険、労働保険などの支払金額	全額				
⑭小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づき掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	全額				
⑮生命保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族を受取人とした一般生命保険料及び介護医療保険料 本人、生計を一にする配偶者を受取人とした個人年金保険料 ※新契約…平成 24 年 1 月 1 日以後の契約 旧契約…平成 23 年 12 月 31 日以前の契約	支払金額				
		新契約	～12,000 円	全額		
			12,001 円～32,000 円	支払金額の 1/2 + 6,000 円		
			32,001 円～56,000 円	支払金額の 1/4 + 14,000 円		
			56,001 円～	28,000 円		
			～15,000 円	全額		
		旧契約	15,001 円～40,000 円	支払金額の 1/2 + 7,500 円		
			40,001 円～70,000 円	支払金額の 1/4 + 17,500 円		
			70,001 円～	35,000 円		
			一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計（限度額 70,000 円） 一般生命保険料または個人年金保険料について新契約と旧契約の両方を控除対象とする場合、新契約と旧契約それぞれを上の算式により計算した控除額の合計（限度額 28,000 円）が種類ごとの金額になります。			
支払金額						
地 震 保 険 料 控 除	～50,000 円	支払金額の 1/2				
	50,001 円～	25,000 円				
	～5,000 円	全額				
	5,001 ～15,000 円	支払金額の 1/2 + 2,500 円				
	15,001 円～	10,000 円				
地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合、控除額の合計限度額は 25,000 円						
⑰寡婦控除	夫と死別、または離婚して扶養親族がいる所得金額が 500 万円以下の方	26 万円				
⑱ひとり親控除	婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する合計所得金額が 500 万円以下の単身者	30 万円				
⑲勤労学生控除	給与所得などがある学生・生徒のうち、合計所得金額が 75 万円以下で、かつ勤労による所得が 10 万円以下の方	26 万円				
⑳障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき	障害の程度（例）	区 分	控除額		
		身体 3 ～ 6 級、知的 B、精神 2・3 級	普通障害者	26 万円		
㉑配偶者控除	生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）が、合計所得金額 48 万円以下で事業専従者でないとき	配偶者の年齢	所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
			控除額			
			～69 歳（昭和 30.1.2 ～生）	33 万円	22 万円	11 万円
			70 歳～（～昭和 30.1.1 生）	38 万円	26 万円	13 万円
			所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	900 万円以下	950 万円以下	1,000 万円以下
㉒配偶者特別控除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下であり、生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）が、合計所得金額 48 万円超 133 万円未満で事業専従者でないとき	配偶者の前年の合計所得金額	控除額			
			48 万円超～100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
			100 万円超～105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
			105 万円超～110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
			110 万円超～115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
			115 万円超～120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
			120 万円超～125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
			125 万円超～130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
			130 万円超～133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
			133 万円超	0 円	0 円	0 円
㉓扶養控除	生計を一にする親族が合計所得金額 48 万円以下で事業専従者でないとき	親族の年齢	区 分	控除額		
		～15 歳（平成 21.1.2 ～生）	年少扶養親族	0 円		
		16 ～18 歳（平成 18.1.2 ～平成 21.1.1 生）	一般扶養親族	33 万円		
		19 ～22 歳（平成 14.1.2 ～平成 18.1.1 生）	特定扶養親族	45 万円		
		23 ～69 歳（昭和 30.1.2 ～平成 14.1.1 生）	一般扶養親族	33 万円		
㉔基礎控除	本人の控除	前年合計所得金額	控 除 額			
		2,400 万円以下	430,000 円			
		2,400 万円超 2,450 万円以下	290,000 円			
		2,450 万円超 2,500 万円以下	150,000 円			
		2,500 万円超	0 円			
㉕雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害（詐欺は非該当）	（損失額－総所得金額等の 10％）または {（損失額のうち災害関連支出額）－5 万円} のうち、いずれか多い額				
㉖医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	医療費の実負担額－（10 万円と総所得金額等の合計金額の 5 ％のいずれか低い金額）（限度額 200 万円）				
		※地方税法附則第 4 条の 4 の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1 万 2 千円（限度額 8 万 8 千円）				

（注意）⑰～㉓については、令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で亡くなった場合は、その死亡の日）の現況で判断してください。

【申告書の記載例】

この記載例では、申告書の記入の仕方についての主なものを説明します。該当する箇所それぞれ記入してください。

令和 7 年度分 市民税・県民税 申告書										宛 名 番 号	代理 申 告
伊予市長様 提出年月日 年 月 日		現 住 所		氏 名 又 は 職 業						氏 名	続 柄
		1 月 1 日現在の住所		氏 名							
		フリガナ		氏 名							
		氏 名		個人番号						氏 名	
		生年 月 日		明・大 昭・平 令		世帯主の氏名		続 柄			
3 所得から差し引かれる金額に関する事項											
社会保険料控除	社会保険の種類				支払った保険料				円		
	合 計				旧生命保険料の計				円		
	新生命保険料の計				旧生命保険料の計				円		
	新個人年金保険料の計				旧個人年金保険料の計				円		
	介護医療保険料の計								円		
地震保険料控除	地震保険料の計				旧長期損害保険料の計				円		
	⑰～㉕ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除				⑱ ひとり親控除（学校名）				円		
障害者控除	⑰ 氏 名				障害の程度				級 度		
	⑱ 氏 名				障害の程度				級 度		
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏 名				配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額				円		
	氏 名				配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額				円		
扶 養 控 除	16 歳未満の扶養親族 控除対象外	1 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		2 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		3 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		4 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
		氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令	
雑損控除	⑱ 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令		
	⑲ 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令		
医療費控除	⑳ 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令		
	㉑ 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令		
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。											
雑損控除	⑱ 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令		
	⑲ 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令		
医療費控除	㉑ 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令		
	㉒ 氏 名				生年 月 日				明・大 昭・平 令		
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。											

収入金額等及び所得金額（申告書裏面の明細も記入してください）

- 収入金額…令和 6 年中に収入することの確定した金額を記入してください。
- 必要経費…収入を得るために必要なものに限ります。日常家事に要した生活費は含まれません。
- 所得金額…収入金額から、必要経費等を差し引いた金額（給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額）を記入してください。

①営業等	製造業・卸売業・小売業・飲食業・サービス業・漁業・外交員・ホステス・日雇い・内職などによる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。																																																			
②農 業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜や家禽などの飼育もしくは酪農品の生産などの事業から生じる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。																																																			
③不動産	アパート、貸事務所、借家、借地などから生じる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。																																																			
④利 子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得です。ただし、次の所得については課税されませんから申告する必要はありません。 (1) 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2) 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得																																																			
⑤配 当	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託などの収益の分配に係る所得です。 給与、賃金、賞与などを記入してください。「1. 収入金額等」の欄を必ず書いてください。 給与所得金額の速算表…給与等に係る収入金額に応じて次により計算します。																																																			
⑥給 与	<table><tr><th>給与収入(A)</th><th>給与所得の計算</th></tr><tr><td>550,999 円以下</td><td>0 円</td></tr><tr><td>551,000 円～1,618,999 円</td><td>給与等の収入金額－550,000 円</td></tr><tr><td>1,619,000 円～1,619,999 円</td><td>1,069,000 円</td></tr><tr><td>1,620,000 円～1,621,999 円</td><td>1,070,000 円</td></tr><tr><td>1,622,000 円～1,623,999 円</td><td>1,072,000 円</td></tr><tr><td>1,624,000 円～1,627,999 円</td><td>1,074,000 円</td></tr><tr><td>1,628,000 円～1,799,999 円（※1）</td><td>(A)' × 0.6 + 100,000 円</td></tr><tr><td>1,800,000 円～3,599,999 円（※1）</td><td>(A)' × 0.7 － 80,000 円</td></tr><tr><td>3,600,000 円～6,599,999 円（※1）</td><td>(A)' × 0.8 － 440,000 円</td></tr><tr><td>6,600,000 円～8,499,999 円</td><td>(A) × 0.9 － 1,100,000 円</td></tr><tr><td>8,500,000 円～（※2）</td><td>(A) － 1,950,000 円</td></tr></table> ※1 (A)' = 「給与収入(A) ÷ 4（千円未満切り捨て）」× 4 ※2 給与等の収入が 850 万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。 (1) 本人が特別障害者に該当する (2) 23 歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する (4) 特別障害者である扶養親族を有する ◆所得金額調整控除＝（給与等の収入金額－850 万円）× 0.1 なお、給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は 1,000 万円	給与収入(A)	給与所得の計算	550,999 円以下	0 円	551,000 円～1,618,999 円	給与等の収入金額－550,000 円	1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円	1,628,000 円～1,799,999 円（※1）	(A)' × 0.6 + 100,000 円	1,800,000 円～3,599,999 円（※1）	(A)' × 0.7 － 80,000 円	3,600,000 円～6,599,999 円（※1）	(A)' × 0.8 － 440,000 円	6,600,000 円～8,499,999 円	(A) × 0.9 － 1,100,000 円	8,500,000 円～（※2）	(A) － 1,950,000 円																											
給与収入(A)	給与所得の計算																																																			
550,999 円以下	0 円																																																			
551,000 円～1,618,999 円	給与等の収入金額－550,000 円																																																			
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円																																																			
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円																																																			
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円																																																			
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円																																																			
1,628,000 円～1,799,999 円（※1）	(A)' × 0.6 + 100,000 円																																																			
1,800,000 円～3,599,999 円（※1）	(A)' × 0.7 － 80,000 円																																																			
3,600,000 円～6,599,999 円（※1）	(A)' × 0.8 － 440,000 円																																																			
6,600,000 円～8,499,999 円	(A) × 0.9 － 1,100,000 円																																																			
8,500,000 円～（※2）	(A) － 1,950,000 円																																																			
⑦公的年金等	○公的年金等の収入に係る雑所得 公的年金等（恩給・国民年金・厚生年金など）の源泉徴収票の支払金額を「1. 収入金額等」の欄に記入してください。ただし、遺族年金や障害年金は非課税所得ですので金額は記入しないでください。 公的年金等に係る雑所得の速算表…所得金額は公的年金等に係る収入金額に応じて、次により算出します。 <table><tr><th rowspan="2">年齢区分</th><th rowspan="2">(A) 公的年金等の収入金額</th><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超～2,000 万円以下</th><th>2,000 万円超</th></tr><tr><td>生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以後に生まれた日</td><td>～1,299,999 円</td><td>(A)－600,000 円</td><td>(A)－500,000 円</td><td>(A)－400,000 円</td></tr><tr><td rowspan="4">生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以前に生まれた日</td><td>1,300,000 円～4,099,999 円</td><td>(A)× 0.75－275,000 円</td><td>(A)× 0.75－175,000 円</td><td>(A)× 0.75－75,000 円</td></tr><tr><td>4,100,000 円～7,699,999 円</td><td>(A)× 0.85－685,000 円</td><td>(A)× 0.85－585,000 円</td><td>(A)× 0.85－485,000 円</td></tr><tr><td>7,700,000 円～9,999,999 円</td><td>(A)× 0.95－1,455,000 円</td><td>(A)× 0.95－1,355,000 円</td><td>(A)× 0.95－1,255,000 円</td></tr><tr><td>10,000,000 円～</td><td>(A)－1,955,000 円</td><td>(A)－1,855,000 円</td><td>(A)－1,755,000 円</td></tr><tr><td rowspan="4">生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以前に生まれた日</td><td>～3,299,999 円</td><td>(A)－1,100,000 円</td><td>(A)－1,000,000 円</td><td>(A)－900,000 円</td></tr><tr><td>3,300,000 円～4,099,999 円</td><td>(A)× 0.75－275,000 円</td><td>(A)× 0.75－175,000 円</td><td>(A)× 0.75－75,000 円</td></tr><tr><td>4,100,000 円～7,699,999 円</td><td>(A)× 0.85－685,000 円</td><td>(A)× 0.85－585,000 円</td><td>(A)× 0.85－485,000 円</td></tr><tr><td>7,700,000 円～9,999,999 円</td><td>(A)× 0.95－1,455,000 円</td><td>(A)× 0.95－1,355,000 円</td><td>(A)× 0.95－1,255,000 円</td></tr><tr><td>10,000,000 円～</td><td>(A)－1,955,000 円</td><td>(A)－1,855,000 円</td><td>(A)－1,755,000 円</td></tr></table> ※給与所得（給与と所得が 10 万円を超える場合は 10 万円）及び公的年金雑所得（公的年金雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円）があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与と所得の金額から差し引く。 ◆所得金額調整控除＝（給与と所得＋公的年金等雑所得）－ 10 万円	年齢区分	(A) 公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000 万円以下	1,000 万円超～2,000 万円以下	2,000 万円超	生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以後に生まれた日	～1,299,999 円	(A)－600,000 円	(A)－500,000 円	(A)－400,000 円	生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以前に生まれた日	1,300,000 円～4,099,999 円	(A)× 0.75－275,000 円	(A)× 0.75－175,000 円	(A)× 0.75－75,000 円	4,100,000 円～7,699,999 円	(A)× 0.85－685,000 円	(A)× 0.85－585,000 円	(A)× 0.85－485,000 円	7,700,000 円～9,999,999 円	(A)× 0.95－1,455,000 円	(A)× 0.95－1,355,000 円	(A)× 0.95－1,255,000 円	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円	生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以前に生まれた日	～3,299,999 円	(A)－1,100,000 円	(A)－1,000,000 円	(A)－900,000 円	3,300,000 円～4,099,999 円	(A)× 0.75－275,000 円	(A)× 0.75－175,000 円	(A)× 0.75－75,000 円	4,100,000 円～7,699,999 円	(A)× 0.85－685,000 円	(A)× 0.85－585,000 円	(A)× 0.85－485,000 円	7,700,000 円～9,999,999 円	(A)× 0.95－1,455,000 円	(A)× 0.95－1,355,000 円	(A)× 0.95－1,255,000 円	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円
年齢区分	(A) 公的年金等の収入金額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																
		1,000 万円以下	1,000 万円超～2,000 万円以下	2,000 万円超																																																
生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以後に生まれた日	～1,299,999 円	(A)－600,000 円	(A)－500,000 円	(A)－400,000 円																																																
生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以前に生まれた日	1,300,000 円～4,099,999 円	(A)× 0.75－275,000 円	(A)× 0.75－175,000 円	(A)× 0.75－75,000 円																																																
	4,100,000 円～7,699,999 円	(A)× 0.85－685,000 円	(A)× 0.85－585,000 円	(A)× 0.85－485,000 円																																																
	7,700,000 円～9,999,999 円	(A)× 0.95－1,455,000 円	(A)× 0.95－1,355,000 円	(A)× 0.95－1,255,000 円																																																
	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円																																																
生 1 昭和 58 年 1 月 1 日以前に生まれた日	～3,299,999 円	(A)－1,100,000 円	(A)－1,000,000 円	(A)－900,000 円																																																
	3,300,000 円～4,099,999 円	(A)× 0.75－275,000 円	(A)× 0.75－175,000 円	(A)× 0.75－75,000 円																																																
	4,100,000 円～7,699,999 円	(A)× 0.85－685,000 円	(A)× 0.85－585,000 円	(A)× 0.85－485,000 円																																																
	7,700,000 円～9,999,999 円	(A)× 0.95－1,455,000 円	(A)× 0.95－1,355,000 円	(A)× 0.95－1,255,000 円																																																
10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円																																																	
⑧業務	○業務に係る雑所得 外交員や内職など副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものによる所得です。																																																			
⑨その他	○その他の雑所得 ⑦公的年金等、⑧業務以外のものによる雑所得です。																																																			
⑩総合課税の譲渡	船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得を記入してください。 短期譲渡所得…取得の日以後、保有期間が 5 年以下の資産の譲渡による所得 長期譲渡所得…取得の日以後、保有期間が 5 年を超える資産の譲渡による所得 「特別控除額」は、通常の場合は 50 万円ですが、収用があった場合などには特例を受けることができます。																																																			
一 時	生命保険契約や損害保険契約等に基づく一時金（満期や解約など）、競輪・競馬などの払戻金、法人から贈与を受けた金品などを記入してください。「特別控除額」は通常の場合 50 万円です。																																																			